

提案基準 4 法第 29 条第 1 項第 3 号に規定する公益上必要な建築物に類する建築物の建築行為等に係る特例措置

法第 29 条第 1 項第 3 号に規定する公益上必要な建築物に類する建築物を建築する場合の提案基準は、申請内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

- 1 建築物の用途が法第 29 条第 1 項第 3 号に規定するものと類似する公益上必要な建築物であること。
- 2 申請に係る建築物が周辺の土地利用及び環境と調和がとれたものであること。
- 3 申請地は、次のいずれかに該当する土地であること。
 - (1) 申請地から半径 100 メートルの円内において概ね 100 (市街化区域に近接する区域にあっては、概ね 50) 以上の建築物がある地域。
 - (2) 申請地から敷地相互間の間隔が 50 メートル(開発行為を行おうとする土地と当該土地に最も近い建築物の敷地との間隔にあっては、25 メートル)以内で連たんし、概ね 100 (市街化区域に近接する地域にあっては概ね 50) 以上の建築物がある地域。
 - (3) (1) 及び (2) 以外の土地で市街化区域と一体の生活圏を有し、市の補助等が受けられることが確実な土地であること。
- 4 予定建築物の敷地は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項に該当する幅員 4 メートル以上の道路に接していること。
- 5 申請者が市又は公益的団体であること。
- 6 申請地が農地である場合は、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に基づく許可(農地転用許可)が得られること。
- 7 次の区域は申請区域に含まないこと。
 - (1) 自然環境保全地域(自然環境保全条例(昭和 47 年神奈川県条例第 52 号)第 2 条に規定するものをいう。)
 - (2) 国定公園及び神奈川県立自然公園(自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 2 条第 6 号又は神奈川県立自然公園条例(昭和 34 年神奈川県条例第 6 号)第 2 条第 2 号に規定するものをいう。)
 - (3) 特別緑地保全地区(都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 12 条第 1 項に規定するものをいう。)
 - (4) 保安林及び保安施設地区(森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に規定する保安林及び同法第 41 条第 1 項に規定する保安施設地区をいう。)
 - (5) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号に規定するものをいう。)
 - (6) 史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域(文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 69 条第 1 項、神奈川県文化財保護条例(昭和 30 年神奈川県条例第 13 号)第 31 条第 1 項又は文化財の保存及び活用に関する条例(平成 12 年条例第 27 号)第 5 条第 1 項に規定するものをいう。)

審査上の留意点

- 1 基準 1 の「類似する公益上必要な建築物」とは、自治会館、障害者地域作業所及び児童クラブ等をいう。

この場合において、市が建築する建築物以外の建築物にあっては、公的機関の助成金等の支出対象となることをその目安とし、各々の施設の所管担当部局と調整がとれていること。

なお、障害者地域作業所とは、就労することが困難な障害者が、必要な援助を受けながら、地域の中で自主製品等の制作を行うなど社会的な活動に参加する場で障害者地域作業所の用に供する建築物をいう。

また、児童クラブとは、相模原市立児童クラブ条例等に基づく放課後児童健全育成事業の用に供する建築物をいう。

- 2 基準3の(1)及び(2)の「連たん」に関する建築物には、農業用施設は該当しない。
また、「連たん」の判断は、申請者が提出した市発行の白図(1/2500)に記載した「連たん図」に基づき判断すること。
- 3 基準5の申請者の「公益的団体」とは、自治会館、障害者地域作業所及び児童クラブ等を設置運営することが可能な団体であり、個人名での申請は不可とする。また、個人が建築して「公益的団体」に貸与することも不可とする。